

藤沢市郷土芸術文化推進事業補助金交付要綱

制定 平成25年7月1日

改正 平成28年4月1日

令和2年4月1日

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、郷土芸術文化の推進を図るため、藤沢市文化団体連合会及びその加盟団体が行う事業に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代育成事業 将来の文化を担う次世代を育てるため、青少年の感性、創造性を育む事業
- (2) 郷土文化拡充事業 藤沢市の芸術文化向上のため、郷土文化を市民へ広く浸透させる事業（補助の対象事業等）

第3条 補助対象となる事業は、次世代育成事業及び郷土文化拡充事業とし、補助対象経費は各事業の実施に要する経費のうち、運営費、専門家謝金、謝礼、会場設営費、会場使用料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、委託費、資料作成等その他事業の目的を達成するために必要と認める経費とする。なお、補助金の額は、毎年度の予算の範囲内において市長が定める額とし、補助の限度額は、補助対象となる事業費の50パーセントを超えない範囲とする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画説明書
- (2) 収支予算書(第2号様式)

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、交付の可否について審査を行い、交付すると決定した場合は、補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付をしないことと決定したときは、申請者に対しその理由を付したうえで速やかにその旨を通知しなければならない。

(届出義務)

第6条 補助金の交付を受けて事業を行う者は、事業に着手するときにあつては、事業着手届(第4号様式)を、完了したときにあつては、事業完了届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第7条 第5条の規定により、補助金交付の決定通知を受けた者が、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに事業計画変更承認申請書(第6号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により、事業計画変更の申請があったときは、審査のうえ、適当と認められた

場合は、申請者に対し事業計画変更承認通知書(第7号様式)により通知するものとする。

- 3 前項の審査の結果、その変更が適当と認められない場合は、申請者に対しその理由を付したうえで速やかに通知しなければならない。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金の交付時期は、規則第7条によるものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該事業を完了したときは、事業実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書(第9号様式)

(備付帳簿)

第10条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年7月1日から施行する。

(検討)

- 1 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和5年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。